

令和8年度宮古市病後児保育事業利用連絡書等文書料助成金のご案内

こども家庭センター

宮古市では、病後児保育事業を利用する子どもの保護者に対し、医療機関が作成する病後児保育事業利用連絡書等の取得に係る経費を助成することにより、保護者の負担軽減を図ることを目的として、助成金制度を制定しました。

● 宮古市病後児保育事業利用連絡書等文書料助成金について

助成の対象となるのは、令和8年4月1日以降に受診した病後児保育事業利用連絡書等に係る文書料です。

| | 区分 | 内容 |
|---|-----------|---|
| 1 | 対象者 | 市内に住所を有する0歳から小学3年生までの子どもに係る文書料を負担した保護者 |
| 2 | 助成金額 | 文書料として負担した額 (初診料等の文書料以外のその他経費は含みません。) |
| 3 | 申請に必要な書類等 | (1) 宮古市病後児保育事業利用連絡書等文書料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) (2) 文書料に係る領収書又はその写し (3) 助成金振込指定口座の預金通帳等の写し(申請者本人の口座に限ります。) |

● 申請書の提出について

提出先 本庁舎1階 こども家庭センター保育係または小山田保育所

最終提出期限 令和9年3月31日(水)

請求は随時受付しておりますので、
受診後には忘れずに手続きくださるようお願いいたします。

問い合わせ
宮古市保健福祉部
こども家庭センター 保育係
0193-62-2111 (内線1319)
0193-68-9088 (直通)